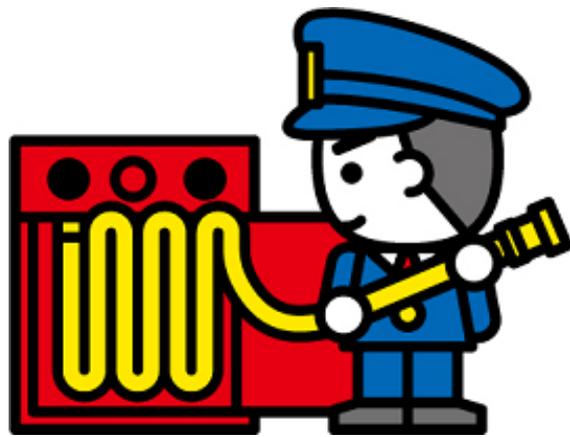


予 防



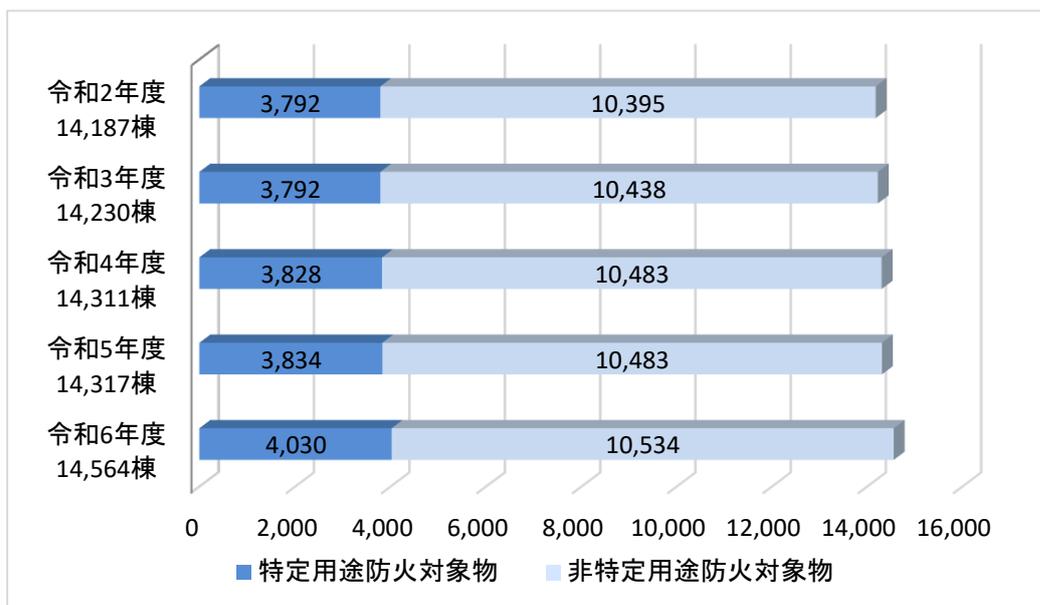
防火対象物数（用途別）

（令和6年4月1日現在）

用 途		棟 数	
1	イ	劇場・映画館等	16
	ロ	公会堂又は集会場	341
2	イ	キャバレー等	5
	ロ	遊技場等	33
	ハ	風俗営業店舗等	6
	ニ	カラオケボックス等	12
3	イ	待合・料理店等	5
	ロ	飲食店	330
4		百貨店・展示場等	642
5	イ	旅館・ホテル等	198
	ロ	共同住宅等	5,138
6	イ	病院・診療所等	359
	ロ	老人短期入居所施設・障害者支援施設等	319
	ハ	老人デイサービスセンター等	397
	ニ	幼稚園等	67
7		学校等	521
8		図書館等	11
9	イ	蒸気浴場等	7
	ロ	公衆浴場	13
10		停車場・発着場	4
11		神社・寺院等	86
12	イ	工場・作業場	994
	ロ	テレビスタジオ等	4
13	イ	駐車場等	317
	ロ	飛行機等格納庫	0
14		倉庫	936
15		その他の事業場	1,259
16	イ	特定複合用途	1,292
	ロ	イ以外の複合用途	1,191
16の2		地下街	1
16の3		準地下街	0
17		重要文化財等	55
18		アーケード	5
合 計			14,564
うち特定防火対象物数			4,030

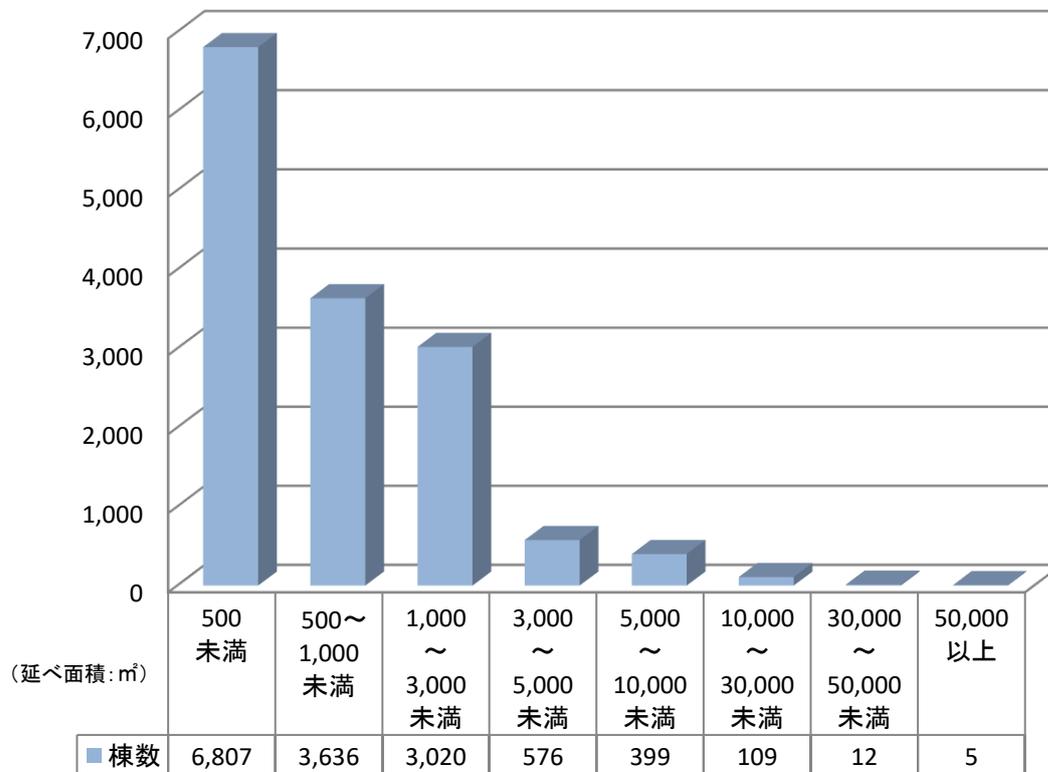
防火対象物数の推移

(各年4月1日現在) [単位：棟]



防火対象物数（規模別）

(令和6年4月1日現在) [単位：棟]



防火管理状況

(令和6年4月1日現在) [単位：事業所]

防火管理を要する 防火対象物	防火管理者選任済 防火対象物	消防計画届出済 防火対象物	訓練実施回数
4,167	3,795	3,721	4,470

○防火対象物定期点検報告制度

多数の人が出入りする等の一定の防火対象物について、防火管理上必要な業務の点検を行い、消防機関へ報告する制度です。

また、3年間管理が良好な場合は、点検報告を免除（特例認定）することができます。

防火対象物定期点検実施状況

(令和6年4月1日現在) [単位：事業所]

点検義務対象数	点検報告数	特例認定数
634	299	136



防災管理状況

(令和6年4月1日現在) [単位：事業所]

防災管理を要する 防火対象物	防災管理者選任済 防火対象物	防災に係る消防計画 届出済防火対象物	防災に係る 避難訓練実施回数
36	36	36	52

○防災対象物定期点検報告制度

大規模高層ビル等の一定の防火対象物について、地震対策等の災害時に必要な事項の点検を行い、消防機関へ報告する制度です。

また、3年間管理が良好な場合は、点検報告を免除（特例認定）することができます。

防災管理定期点検実施状況

(令和6年4月1日現在) [単位：事業所]

点検義務対象数	点検報告数	特例認定数
36	24	10



各種届出数

(令和5年度中)

消防法関係	届出数	条例関係	届出数
防火管理者選任(解任)	779	防火対象物使用開始	483
消防計画作成(変更)	921	炉	2
統括防火管理者選任(解任)	7	厨房設備	0
全体の防火管理消防計画作成(変更)	6	温風暖房機	0
自衛消防組織設置(変更)	22	ボイラー	19
防火・防災管理者選任(解任)	25	給湯湯沸設備	17
防火・防災管理消防計画作成(変更)	23	乾燥設備	10
統括防火・防災管理者選任(解任)	1	サウナ設備	4
全体の防火・防災管理消防計画作成(変更)	2	ヒートポンプ冷暖房機	1
圧縮アセチレンガス等	255	火花を生ずる設備	0
毒物・劇物貯蔵取扱い	0	放電加工機	0
消防用設備等設置	1,121	変電設備	68
消防用設備等着工	437	発電設備	40
消防用設備等点検結果報告	8,677	蓄電池設備	31
		ネオン管灯設備	0
		水素ガスを充てんする気球	0
		少量危険物貯蔵取扱い	50
		指定可燃物貯蔵取扱い	15
		禁止行為の解除承認申請	108
		催物開催	6
		露店等の開設	407

予防査察などの実施数

(令和5年度中)

区 分	件数
予防査察(消防法第4条)	3,529
防火対象物完成検査	59
消防用設備等設置検査	581
防火対象物点検報告特例認定検査	47
防災管理点検報告特例認定検査	0

消防同意

(令和5年度中)

工事種別	件数
新 築	435
増 築	92
改 築	0
移 転	1
修 繕	3
用途変更	7
そ の 他	0
合 計	538

公表制度

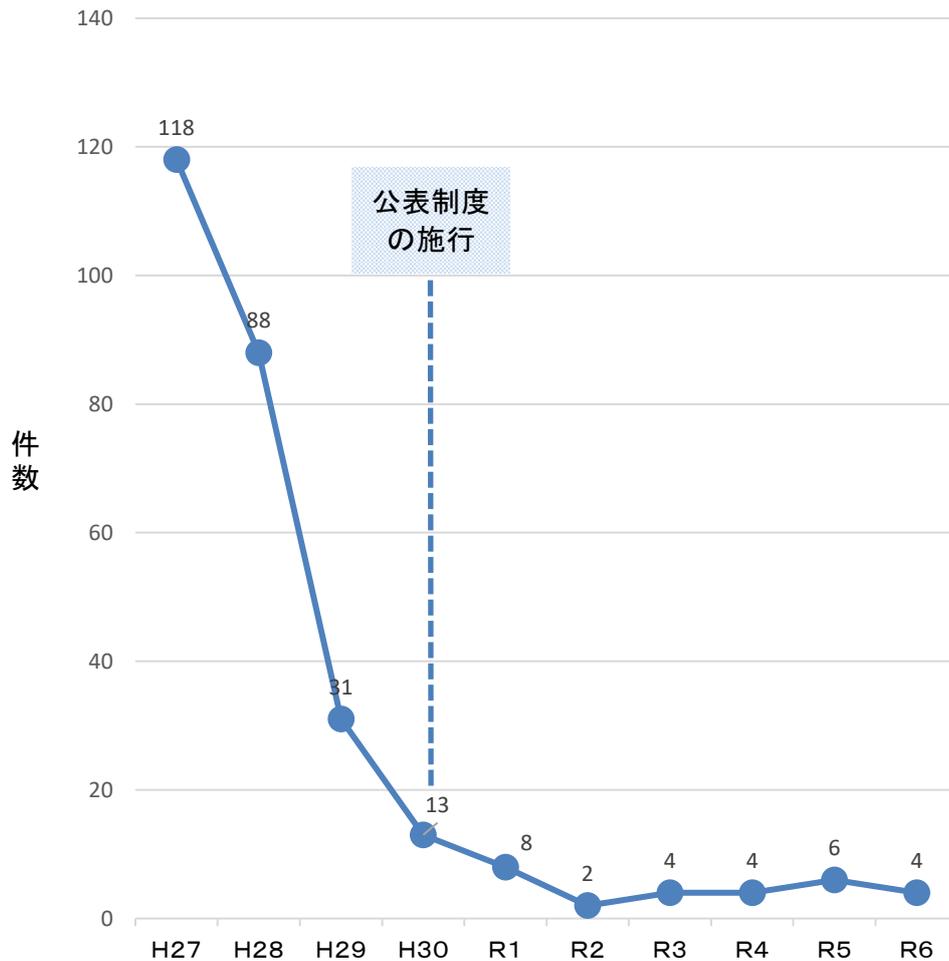
安心して建物を利用できるように、消防機関が把握している重大な消防違反のある建物をホームページに掲載し、利用者に公表する制度です。

公表制度に該当する消防法令違反とは「特定防火対象物のうち 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の未設置違反」です。

また、公表制度に関する条例の交付は平成29年3月27日、条例の施行は平成30年4月1日です。

○公表制度に該当する消防法令違反数の推移

(各年4月1日現在)



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
屋内消火栓設備	10	8	2	2	1	1	1	1	3	2
スプリンクラー設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動火災報知設備	108	80	29	11	7	1	3	3	3	2
合計	118	88	31	13	8	2	4	4	6	4

企業防災力強化事業

(令和6年4月1日現在)

南海トラフ地震など大規模災害に備え、企業の防災管理の徹底と地域防災への参画を促進するため、防災センターに設置の防災設備を活用した甲種防火管理再講習、防災管理新規講習、防火・防災管理再講習、自衛消防業務新規講習、自衛消防業務再講習、新入社員防火研修、フォローアップ研修を開催し、防災リーダーを育成することで、企業防災力の充実・強化につなげています。

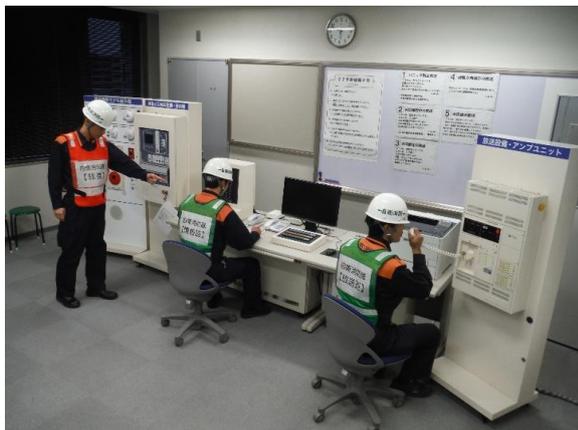


防災訓練室

【防災訓練設備一式】

(写真右から)

- ・放送設備のアンプユニット
- ・防災卓 (モニター・遠隔操作盤など)
- ・通報装置 (119番専用・内線通話用)
- ・エレベーター制御盤
- ・自動火災報知設備の受信機
- ・自動火災報知設備構成機器のモデル展示盤



実技訓練



法令講習

【講習開催状況】

(各年度中) [単位：人]

講習 年度	甲種防火管理 再講習	防災管理 新規講習	防火・防災管理 再講習	自衛消防業務 新規講習	自衛消防業務 再講習	その他の講習	合計
	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数
R1	61	21	6	51	10	52	201
R2	91	25	12	37	17	24	206
R3	58	19	7	46	23	88	241
R4	78	25	4	54	18	69	248
R5	77	21	12	55	21	67	253